

オレンジカフェ「ささえあい」を開催します

オレンジカフェ「ささえあい」は、認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある方が、相談したり交流できる場所です。毎月1回のペースで開催しています。

日時 4月24日(水)

13:00～15:00

場所 本庁舎1階

ひらかわふれいす「アヴェッサ」

参加費 無料

内容 講話「知ってるようで知らない筋肉のお話し」

講師 青森県理学療法士会

熊野洋平氏

問合せ 高齢介護課 地域包括支援係

☎ 55-5374

人手不足に悩む農家の方へ ～農業無料職業紹介所のご案内～

農林課では、農業における補助労働力不足の解消を図るため、無料職業紹介所を設置し、市内の農業者と農業で働きたい人のマッチングを行っています。4月中旬より、市内農業者のもとで働く方を募集しますので、補助労働力を必要とする農家の皆さまは、農林課まで申込みしてください。

また、人を雇う際には、労働契約を結ぶ、労災（傷害）保険に加入するなど適切な労務管理も求められます。今後、労務管理を学ぶセミナーを開催予定です（詳細は広報ひらかわで周知予定）。

問合せ 農林課 農政係 ☎ 55-5898



定例労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会が相談に応じます。

開催日時と場所

開催日	時間	場所
4月2日(火)	13:30～15:30	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
4月21日(日)	10:00～12:00	
5月7日(火)	13:30～15:30	
5月19日(日)	10:00～12:00	

対象者 県内の労働者・事業主

対応者 青森県労働委員会委員

その他 費用無料、秘密厳守、
随時受付（予約優先）

青森県ホームページ

「労働委員会委員による労働相談会」について



青森県労働委員会事務局では、上記以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています。

労働相談ダイヤル(事務局職員対応)

☎ 0120-610-782

問合せ 青森県労働委員会事務局

☎ 017-734-9832

FAX 017-734-8311

弘南鉄道 回数券のモバイル ルチケット販売開始！

弘南鉄道では、回数券のモバイルルチケットの販売を開始し、スマホでいつでもどこでもキャッシュレス（クレジットカードまたはPayPay）で購入できるようになりました。回数券は、乗車券10枚分の価格で11枚使用できるお得な切符です。回数券の有効期間は、購入した日から2か月間です。

詳細は、弘南鉄道ホームページをご確認ください。

問合せ 弘南鉄道株式会社営業課

☎ 44-3136

自衛官採用案内

①一般幹部候補生（大卒程度）

資格

- ・22歳以上26歳未満の方
- ・20歳以上22歳未満の大卒（見込含む）の方
- ・修士課程修了者などで28歳未満の方

受付期限 4月12日(金)

試験日 4月20日(土)・21日(日)

②一般幹部候補生（院卒者試験）

資格 修士課程修了者など(見込含む)で20歳以上28歳未満の方

受付期限 4月12日(金)

試験日 4月20日(土)・21日(日)

③幹部候補生（歯科・薬剤科）

資格 専門の大卒の方（見込含む）で20歳以上30歳未満の方（薬剤は20歳以上28歳未満の方）

受付期限 4月12日(金)

試験日 4月20日(土)

④一般曹候補生

資格 18歳以上33歳未満の方

受付期限 5月7日(火)

試験日 5月下旬

⑤キャリア採用幹部

資格 大卒以上の方で2年以上の業務経験のある方

受付期限 5月17日(金)

試験日 6月10日(月)～19日(水)

⑥技術曹

資格 20歳以上で国家免許資格を有する方

受付期限 5月17日(金)

試験日 6月7日(金)～14日(金)

⑦予備自衛官補（一般）

資格 18歳以上52歳未満の方

受付期限 4月11日(木)

試験日 4月6日(土)～21日(日)

⑧予備自衛官補（技能）

資格 18歳以上で国家免許資格を有する方

受付期限 4月11日(木)

試験日 4月6日(土)～21日(日)

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 自衛隊弘前地域事務所

(弘前市城東中央3丁目9-19)

☎ 27-3871



青森県特定（産業別）最低賃金改定のお知らせ

青森県特定（産業別）最低賃金	改定内容（時間額）	効力発生日	改定前（時間額）
鉄鋼業	992円	1月19日	958円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927円		888円
各種商品小売業	921円	令和5年	882円
自動車小売業	923円	12月21日	919円

（参考）

青森県最低賃金	898円	令和5年10月7日	853円
---------	------	-----------	------

※詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>)

※業務改善助成金については、コールセンター（0120-366-440）へ、中小企業・小規事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については、青森働き方改革推進支援センター（0800-800-1830）へお問い合わせください。

問合せ 青森労働局労働基準部賃金室
☎ 017-734-4114

自動車税（種別割）についてのお知らせ

自動車税（種別割）の住所変更届

自動車税（種別割）の納税通知書は、原則として自動車検査証（車検証）に記載された住所にお送りしています。

転居等で住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません。事情によりすぐに住所の変更登録ができない場合は、中南地域県民局県税部へご連絡ください。また、県ホームページからも届出することができます。(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>)

自動車税（種別割）の口座振替（6月納期分）

自動車税（種別割）の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。来年度（令和6年度）の口座振替の申込期限は4月30日です。

申込用紙は、各取扱金融機関・中南地域県民局県税部の窓口へ備え付けてあります。なお、車検の継続検査時、運輸支局において電子的に自動車税（種別割）の納税確認を行い、自動車税（種別割）納税証明書の提示は不要となるため、口座振替済の通知書（兼納税証明書）は送付されません。

問合せ 中南地域県民局 県税部
納税管理課 ☎ 32-4341



2024年度 国家公務員「国税専門官採用試験」（大学卒業程度）のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

受験資格

- 平成6年4月2日から平成15年4月1日生まれのもの
- 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学（短大を除く。）を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

受験申込受付期間 2月22日(木)から3月25日(月)まで

受験申込方法 インターネット申込み
※国家公務員試験採用情報 NAVI

(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

第1次試験日 5月26日(日)

問合せ 仙台国税局人事第二課試験研修係 ☎ 022-263-1111（内線 3236）
人事院東北事務局 ☎ 022-221-2022



土地・家屋の価格などが縦覧できます

固定資産税の納税者の方が所有する土地または家屋について、価格が適正に評価されているかを確認していただくために、土地・家屋価格等縦覧帳簿により、市内の他の土地または家屋の価格と比較することができます。

期間 4月1日(月)～5月31日(金)

※土・日曜日、祝日を除きます。

時間 8:30～17:00

場所 税務課（本庁舎2階7番窓口）
縦覧できる方 固定資産税（土地・家屋）の納税者、納税者から縦覧の委任を受けた方

持ち物

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- ・委任状（委任を受けた方のみ）

問合せ 税務課 固定資産税係
☎ 55-5368



キャッシュレスで国税の納付ができます

国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、②自宅や事務所等から納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

【選べる納付手段】

- ①振替納税（口座振替）
- ②ダイレクト納付（e-Tax から簡単な手続きで納付）
- ③インターネットバンキング納付
- ④クレジットカード納付
- ⑤スマホアプリ納付

※各納付方法の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/zeikin-nouhu/>)

問合せ 黒石税務署 ☎ 52-4111

犬や猫の飼い方マナーについて確認しましょう

飼い犬の散歩マナー

- 散歩する時は、袋、紙、シャベル、水の入ったペットボトル等を持ち歩きましょう。
- 飼い犬が散歩中にしたふんは、必ず家へ持ち帰り始末しましょう。
- 飼い犬が他人の家の塀や門におしっこをさせないようにしましょう。おしっこをしてしまった場合は必ず洗い流しましょう。
- 散歩時の引き綱（リード）は犬を制御できる人が引き、周りに迷惑がかからない長さにしましょう。引き綱につながないで散歩することは、絶対に止めてください。

猫の飼い方マナー

- 迷子札（飼い主の名前や連絡先を記入した首輪）を付けましょう。
- 猫は屋内で飼い、交通事故やケガ、

- 病気の感染などを防ぎましょう。
- 繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術をしましょう。
 - 野良猫への無責任な餌やりはやめましょう。

問合せ 市民課 生活環境係
☎ 55-5892

猫被害軽減器（超音波式）を貸出します

飼い猫の放し飼いや野良猫への無責任な餌やりにより、住宅の敷地内や畑などに猫が侵入し、ふん尿をするなどの被害に関する相談が増加しています。市では猫による被害を受けている方に対し、猫の侵入を防ぐための猫被害軽減器（超音波式）を貸出します。

貸出し対象者 市内の所有地または借地に侵入する猫による被害を軽減しようとする市民または市内に事業所を有する方

貸出し期間 30日以内

貸出し台数及び使用場所

台数 1世帯または1事業所当たり
2台以内

場所 市内の所有地または借地

貸出し費用 無料。ただし必要な消耗品（1台当たり単2乾電池4本）は貸出しを受けた方がご用意ください。

貸出しから返却の流れ

- ①電話で猫被害軽減器（超音波式）の空き状況を確認
- ②市内に住所又は事業所を有することの証明書（住民票の写し、自動車運転免許証、個人番号カード、登記事項証明書）のいずれかを持参し来庁。
- ③「猫被害軽減器（超音波式）借用申請書」を窓口で記入。
- ④自宅敷地内で使用。
- ⑤返却

※詳細は市HPをご覧ください。



問合せ 市民課 生活環境係
☎ 55-5892

行政・人権合同相談 ～お気軽にご相談ください～

行政が行う仕事や手続き、サービスなどについて「こうしてほしい」「困っている」「分からない」ことはありませんか。また、学校や職場、家庭内での問題など日常生活で困っていることはありませんか。そのような時、解決の手助けをするのが行政相談委員と人権擁護委員です。お困りの際はお気軽にご相談ください。

行政・人権合同相談所

開設日 4月16日(火)、6月7日(金)、8月23日(金)
10月25日(金)、12月6日(金)、2月28日(金)

時間 10:00～15:00

場所 【平賀地域】市役所本庁舎
【尾上地域】尾上総合支所（8月以降は尾上地域福祉センター）
【碓ヶ関地域】碓ヶ関公民館

法務局人権相談所

開設日 月曜日～金曜日 ※祝日や年末年始を除く。

時間 9:00～16:00

場所 青森地方法務局弘前支局 ☎ 26-1150

※相談は無料です。相談内容の秘密は厳守します。

行政相談委員とは？

総務大臣から委嘱され、行政などについて市民が困っていることや苦情・意見・要望を聞き、その声を関係行政機関に届け、行政サービスの改善につなげています。

人権擁護委員とは？

法務大臣から委嘱され、差別や不当な扱いをされた方の相談を聞き、解決の手助けを行っています。人権のことで困ったときは、一人で悩まず人権擁護委員にご相談ください。人権についての啓発活動も行っています。

どうやって相談するの？

相談は、行政相談委員・人権擁護委員ともに、2ヶ月に1回開設される「行政・人権合同相談所」で応じています。また、人権問題などに関する相談は、青森地方法務局弘前支局でも相談所を開設しています。



各種児童手当を受給される皆さんへ

○児童手当

支給時期 6月、10月、2月

それぞれ前月分までの手当を支給

中学校卒業まで（15歳に到達した日から最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。支給額は児童の年齢や所得により決定されます。3歳になったときや、新年度となり中学生や高校生になったときなどに支給額が変更となりますので、あらかじめご了承ください。

児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則としてその施設の設置者が里親などに支給します。

児童が進学などにより他市区町村へ転出する場合は、別居監護の届出が必要となります。

公務員の方の手続きについて

公務員は児童手当が勤務先から支給されます。公務員になったとき、公務員でなくなったとき、または独立行政法人などに出向したときは、その翌日から15日以内に市と勤務先に届出・申請が必要です。市と勤務先から手当を二重に受給することがないようにご注意ください。

※令和6年10月分から児童手当の制度が一部変更となります。詳細につきましては改めてお知らせします。

支給額（児童1人当たり月額）

年齢区分	所得制限未滿の方	所得制限以上の方	所得上限以上の方
3歳未滿	15,000円	5,000円	支給されません
3歳～小学生	第1・2子 10,000円		
	第3子以降 15,000円		
中学生	10,000円		

※「第3子」とは、高校卒業まで（18歳に達した日から最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降のお子さんをいいます。

※令和4年6月分以降から所得が所得上限以上となり支給されていない方で、令和5年分所得が、所得上限未滿となった場合は、改めて児童手当認定請求書の提出が必要です。

○児童扶養手当

支給時期 「年6回・奇数月」に前月までの2か月分を支給

父母の離婚・父または母の死亡や障がいなどによって、父または母と生計を同じくしていない18歳以下（心身に障がいがある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。ただし、所得制限があります。また、児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童福祉法に規定されている里親に委託されている場合は支給されません。支給要件に該当する方は申請をすることで受給できます。

支給額が4月分から変更になります

対象児童	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
1人目	月額 45,500円	月額 45,490円～10,740円（所得に応じて）
2人目	上記金額に10,750円を加算	上記金額に10,740円～5,380円を加算（所得に応じて）
3人目以降 (1人につき)	上記金額に6,450円を加算	上記金額に6,440円～3,230円を加算（所得に応じて）

○特別児童扶養手当

支給時期…4月、8月、11月

それぞれ前月分までの手当を支給（11月は8月～11月分）

身体または精神に法令で定められた程度以上の障がいのある、または重い内科的疾患のある、20歳未滿の児童を養育している方に支給されます。

支給額が4月分から変更になります

障がいの程度が1級の場合	月額 55,350円
障がいの程度が2級の場合	月額 36,860円

松くい虫被害・ナラ枯れ被害の予防に、ご協力をお願いします

松くい虫被害とは？

マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれるマツノザイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することによってマツが枯れる伝染病で、県内では深浦町と南部町で被害が確認されています。



ナラ枯れ被害とは？

カシノナガキクイムシという昆虫が運ぶナラ菌によってミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病で、県内では弘前市、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町の6市町村で継続的に被害が発生しているほか、令和5年度は新たに青森市、平内町でも被害が発生しており、被害の拡大が懸念されています。

これらの被害が、県内各地で発生するようになると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、本県が誇る自然景観などに大きな影響を与えます。

このため、以下の3点について大切な森林資源を次の世代へ引き継ぐため、市民の皆さまのご協力をお願いします。

①伐採に注意

マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、それぞれマツとナラ類を伐採した際に発生する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期（6～9月）には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。

②未被害地の木の利用を

マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太を被害地から持ち込むと、松くい虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む可能性があるため、県内の未被害地のものを利用しましょう。

③葉の変色・枯れ葉に注意

松くい虫被害やナラ枯れ被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹、山林など、身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら、下記のいずれかへお知らせください。

問合せ 中南地域県民局地域農林水産部 林業振興課 ☎ 33-3857、弘前地方森林組合 ☎ 28-3305
農林課 農地林務係 ☎ 55-5898

国民年金通信



◆令和6年度の国民年金保険料は、月額1万6,980円です

保険料は、毎年度改定されますが令和6年度は前年度より460円引き上げられ、月額1万6,980円となります。保険料は日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の納付書により翌月の末日までに納めてください。

◆令和6年度は年金額が引き上げられます

令和6年度の年金額は、令和5年度から2.7%の引き上げとなります。

令和6年度の年金額による支払いは、4月分の年金が支払われる6月からとなります。

令和6年度の年金額の例

	令和6年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額）1人分）	68,000円 ※令和5年度は66,250円

◆国民年金保険料を前納すると割引があります

国民年金は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納割引制度」があります。

前納の種類	毎月納付する場合	現金納付で前納（割引額）
6か月前納 （令和6年4月～9月分）	101,880円	101,050円 （△830円）
1年前納 （令和6年4月～令和7年3月分）	203,760円	200,140円 （△3,620円）
2年前納 （令和6年4月～令和8年3月分） ※令和7年度保険料を月額17,510円で計算	413,880円	398,590円 （△15,290円）

※現金納付による6か月・1年の前納用の納付書は4月上旬に送付されます。2年の前納用の納付書の発送はお申込みが必要です。また、現金納付による前納のほか、口座振替やクレジットカード払いによる前納割引制度もあります。

問合せ 弘前年金事務所 ☎ 27-1339
市民課 市民係 ☎ 55-5309